

小倉 宗著

『江戸幕府上方支配機構の研究』

藤 本 仁 文

一 本書の構成と課題

本書は、一九七五年生れである著者の課程博士論文「近世中後期の上方面における幕府の支配機構」をもとに作成されたものであり、具体的には二〇〇四—〇九年の間に発表した五本の論考を加筆・修正のうえ、第一部四章・第二部二章で構成されている。その構成は以下の通りである。

序章 先行研究の成果と本書の課題（新稿）

第一部 江戸幕府の上方支配機構

第一章 上方における幕府の支配機構——身分上の「支配」関係と職務上の指揮監督関係——（二〇〇八）

八）

第二章 上方支配機構における裁判と行政——『御仕置例類集』の検討を中心に——（二〇〇八）

第三章 京都・大坂の幕府機構と町奉行——二人制に注目

して——（二〇〇九）

第四章 上方支配機構における京都・大坂町奉行——「上方の評定所」として——（二〇〇九）

第二部 江戸幕府上方代官の幕領支配

第一章 上方代官の幕領支配改革——安永九年令を中心に——（二〇〇四）

第二章 大坂代官の幕領支配——大坂町奉行・勘定奉行との関係をを中心に——（二〇〇四）

終章 本書の成果と今後の課題（新稿）

本書の問題関心や課題を本文中から引用すると、「大坂を中心とする幕府の機構については重要な成果が生み出されているが、特定の時期や役職に関する事実のみが指摘されたり、堺奉行にあまり言及されないなど、それらの研究にもいくつかの問題がある。他方、所司代や京都町奉行といった京都を中心とする幕府の機構、および、京都や大坂の機構と江戸との関係については、基本的なことさらさへほとんど明らかにされてこなかった」（六頁）という点である。著者が指摘する通り、近世上方支配研究は大坂周辺に分析が集中しており、なおかつ役職同士の関係を考察し、支配機構として解明するという視角を欠いてきたという問題を抱えている。こうした従来の上方面研究が抱える問題をピンポイントで突いて、上方東部・西部地域の両方を分析し、なおかつ支配機構の解明という観点から研究を続けてきた著者がその成果を纏めたのが本書である。

二 内 容 紹 介

第一部「江戸幕府の上方支配機構」は、享保七年（一七二二）のいわゆる国分け以後の上方支配を、機構論として新たに提示している。具体的には、同年以前において、山城・大和・近江・丹波・摂津・河内・和泉・播磨の上方八カ国の裁判・行政は京都町奉行所が担当したが、国分けによつて摂河泉播の四カ国は大坂町奉行所が担当するようになる。従来は理解されてきた。本書では、起請文・下知状や江戸―上方問および上方内部での法令伝達・伺等の処理過程を分析し、所司代・城代を頂点とする二つの上方支配機構が並び立つこととなったことを新たに明らかにした。またこの機構が、江戸を中心とする幕府から相対的に自立し、安定的かつ統一的に運営されていたことを明らかにしている。

第一章では、国分け以降における、役人が取り結ぶ関係や法令の伝達・実施過程を分析し、上方奉行は身分上においては老中支配下であったが、職務上において、京都・伏見・奈良奉行は所司代、大坂・堺奉行は城代の指揮監督を受けたことを明らかにした。また老中よりの法令の仲介等、所司代・城代は二つの支配機構を代表する窓口として機能したことを明らかにした。

第二章では、幕府の基本先例集である『御仕置例類集』を素材に、役人が業務を処理する過程や権限、そこで発給・伝達される文書を分析し、所司代・城代・各奉行が一体的・連続的に業務を処理し機構として機能する様相を具体的に明らかにしている。さらに所司代・城代は上方奉行の伺いに對して自ら判断・指示し、従来將軍・老中のみが有すると考えられてきた死罪を含め、上方

内部で処理していたことを明らかにした。

第三章では、所司代は地域支配・朝廷統制・二条城守衛の三つ、城代は地域支配・大坂城守衛の二つの分野にわたり、役人を指揮監督してその業務を統括していたことを明らかにした。また京都では町奉行・禁裏付、大坂では町奉行・定番という二人制をとる二つの役職がそれぞれ一人制の長官である所司代・城代のもとに合議体を構成したこと、二人共同の調査・審議や所司代・城代・各奉行不在時の代行等の役割に注目して、支配機構における二人制の意義を明らかにしている。

第四章では、京都・大坂町奉行は所司代・城代の諮問に応え、逆に公事・訴訟日には所司代・城代が町奉行所に公事を聴くなど両者は密接に連携し、また両町奉行は伏見・奈良・堺奉行と所司代・城代の間を取り持つ等、両町奉行の役割によつて支配機構の一体性が確保されていたことを明らかにした。老中に並ぶ所司代・城代のような最上層の役人が配置されかつ両町奉行が特別な役割を果たすことで、江戸から一定程度自立しつつ、統一的な地域支配を実現したことを明らかにした。

第二部「江戸幕府上方代官の幕領支配」は、享保期以降の上方幕領支配に関して、上方奉行・上方代官・勘定奉行の三者の権限・役割を分析し、従来の理解とは異なるその具体像を解明している。従来は、享保期に全国の幕府領・代官を「関東」と「上方」という地域別に編成する方式が廃止され、勘定奉行所が全国を一元的に管理・指揮するようになると考えられていたが、勝手方についてのみ上方を含む全国の幕府領や代官を一元的に管理・指揮するようになったという新しい位置づけを行った。

第一章では、安永九年（一七八〇）に大和高取藩領所の住民による傍盜事件を契機に幕領支配を統一的に改革する法令が出され、一支配限の場合には上方代官が単独審理する原則が確立する等、安永・天明期に上方代官による幕領支配が上方奉行から自立したことを明らかにした。同時に一支配限でも吟味しがたい案件は、上方代官が勘定奉行に伺うことなく、上方奉行へ差し出すことを明らかにした。

第二章では、上方代官の代表である大坂代官を事例に、安永・天明期の改革の様相を具体的に分析した。大坂代官は公事方に關する事柄を中心に、一支配限と他支配・私領引合のいずれの場合であっても大坂町奉行の対応に積極的に準拠し、江戸の勘定奉行は収益や財政などの勝手方については関与するものの、上方幕領における問題の多くを現地である上方の処理に委ね続けたことを明らかにした。

三 研究史上の位置づけ

これまで見てきたように、本書は研究史の大きな盲点となっていた課題を解明しているため、研究史上におけるその位置づけも明快である。第一に、京都所司代・大坂城代を中心とする上方の幕府支配機構が具体的かつ立体的に明らかにされたことである。これまでは所司代・城代を組み込む必要性が指摘されたり、その役割・権限は部分的に解明されてきた。しかし本書では、所司代・城代歴任者がいる大名家史料や上方関係史料を全国各地の調査を通じて収集し、新たな視角から実証性の高い分析を行っている点に特徴がある。在地史料を読む研究手法の限界を指摘した岩

城卓二氏の成果を受け継ぎ、これを大きく進展させたといえる。この結果、断片的な理解に留まり、場合によってはイメージだけが先行してきた両役職の具体像が実証を伴って正確に明らかにされた。また長官としての両役職に注目しながら機構全体を見渡した点も重要である。

第二に、「職」と「職」との関係性、および支配機構全体の中での「職」それぞれが明らかにされたことである。先述した在地史料を読む研究手法の問題とも関わるが、従来例えば大坂町奉行は、村・民衆と直接触れる部分のみで理解され、それは民衆が遠望する町奉行の姿の一端でしかなかった。そこから一旦離れて、支配機構全体の中で各役職を位置づけ直すという新しい視角で分析を行い、二人制の位置づけ等、これまで見えなかった多くの事実を明らかにした。上方支配研究の関心が薄かった、法制史研究の成果や藤井讓治氏による幕藩官僚制論等の研究視角を積極的に取り入れたことによる。結果として京都・大坂町奉行・奈良奉行・伏見奉行・堺奉行は勿論のこと、大坂定番や禁裏附まで含めて本格的に解明されたといえ、上方に留めずに江戸幕府支配機構論としても重要な成果であると考えられる。

第三に、大坂を対象とする上方支配研究をさらに発展させるとともに、もう一つの中心である京都を対象とする研究をほぼ同じ水準にまで高め、なおかつ両地域の共通性・相違点を解明した点である。すでに著者の文章を引用したが、従来は上方支配研究と呼称しながらも、大坂周辺の研究に集中しており、京都に関しては散発的・断片的な研究に留まる。大坂に関してはライフワーカーとする研究者が次々生まれるのに対し、誠に不思議なことでは

あるが、京都には生まれなかったことがその一要因であろう。本書は、京都生まれである著者が、大坂を同じように視野に入れて、二〇代後半―三〇代前半という貴重な歳月と若いエネルギーを注ぎ込んだ労作であり、長い間残されてきた課題が一定程度解決されたといえるであろう。

右の三点は密接に関わりながら本書の背骨となっており、本書が確かな実証性と秩序立った体系性を合わせもっている理由になっている。京都・大坂の両方を包摂した支配機構論という、従来の上方支配研究が欠落させてきた、肝心要となるピースの一つが埋められたと言える。今後の上方支配研究が拠り所とすべき土台として、また京都・奈良・伏見と大坂・堺という従来別々に議論されてきた両地域が対話していく土台として、絶えず検証を繰り返しながら永く読まれるべき成果である。

四 若干の疑問・批判

以下では、紙幅の関係上、上方支配研究全体の問題として考えるべき三点に絞って、疑問・批判を述べておきたい。その疑問・批判はいずれも、本書が主張する「江戸を中心とする幕府において上方の支配機構が一定程度自立している」(三〇八頁)等、近世中後期の上方支配機構が江戸から一定程度自立していたという評価に関して、それが妥当なものかどうかという点に収斂している。評者も、上方支配機構が江戸から相対的自立性を有していたと考えているが、その評価や位置づけ方が異なるため、以下ではこの問題に重点を置いて論じていく。

書評 第一の問題は、本書が今後の課題とした、上方支配機構の成立

過程が最も大事であり、これを欠落させては正当な評価ができないということである。分析の対象から外した論点を指摘するのは、無い物ねだりをするようで申し訳ないが、これがただ成立過程に留まらない中後期の上方支配を規定する特質であるため、本書の歴史的评价に疑問を抱くからである。評者は享保期以降の上方支配機構はそれ以前とは全く異なるものと考えており、その一つが所司代・城代の就任形式が変わり、幕府官僚制機構全体での位置づけが変わってしまう点である。一七世紀段階では所司代・城代に就任すると各地の譜代大名は上方へ転封になっていたのが、転封せずに城代・所司代に就任して上方に赴任してくるようになり、さらにそのまま老中になるという昇進ルートが確立する決定的な変化がある。また視点を逆にとすると、例えば淀・亀山藩主は上方から関東に転封することなく、老中・寺社奉行に就任するように変わっており、この変化が全国規模で起きている点が重要である。

つまり上方支配機構の成立そのものが江戸を含む幕府官僚制機構成立と表裏一体のものである点が重要であり、両者はいわば双生児のようにしてしか生まれてこないと考えられる。表現を変えると、本書が明らかにした上方支配機構は上方内部で成立するものではなく、外部・他地域とのつながりや連動性を抜きにして成立しえない機能もしいのである。また一七世紀段階のように、上方に所領を持つ所司代・城代——淀藩主らと同じ一譜代大名でもある——が当事者として当該地域全体の支配に関わる形式から、第三者として関わる形式へと転換することは、水本邦彦氏が提起した「所有と行政の分離」という論点を一歩進めるうえでも重要

である。上方で完結させて理解しない方が、より多くの重要な事実が見えてくるものと思われる。評者も存在すると考える近世中後期における上方の相対的自立性は、中世から縮小して残存しているのではなく、元禄―享保期に一旦解体されて再定義がなされたものであると考えており、以下で述べる論点もこの問題に収斂していく。

第二の問題は、「相対的」の具体的内容を解明しなければ抽象的な一般論に陥ってしまい、また超歴史的な説明となり、近世中後期という歴史段階を正確に説明できなくなるといふことである。例えば勘定所については、著者が明らかにしたように、勝手方についてののみ、上方を含む全国の幕領や代官を一元的に管理・指揮するようになったという評価が妥当であるが、同時に勝手方による支配が始まる意味が重要であると考えている。近世中後期に上方支配機構が効率的・安定的な支配を行えたのは、勘定所勝手方の役割・機能が背後にあつたからであると考えられる。これは本書全体にも関わる問題になるが、元禄―享保期に、江戸の老中・寺社奉行・勘定奉行らが担当すべき職務と上方支配機構が担当すべき職務それぞれが区別され明確にされたことにより、老中・所司代・城代・各奉行がそれぞれの職務に専念し注力できることになった点が重要である。全国支配で行うべき事柄・案件と上方支配が行うべきそれが峻別され、これが上方支配機構成立の前提であると考えられる。

つまりどこまでを上方支配機構が担当するか、どこからあるいは何を江戸の老中・寺社奉行・勘定奉行・評定所が担当するか、という合意・ルールが、法と機構が一体となつて成立する点が重

要なのであり、その具体的内容を明らかにする必要がある。江戸の老中らにとつて、上方内部で解決できることは、いずれはほ確実に老中になる所司代・城代が解決すべきであると考えるのが普通であり、これは問題があるどころか効率的でさえある。江戸の老中らにとつても上方支配機構が一定程度大きな権限を持たない限り、拡大していく行政需要に江戸も上方もともに対応できなくなるのが、近世中後期であると考えられるからである。本書の視角を一方に置きながら、同時にできる限り上方内部で完結するよう敢えて権限を付与しているという側面をも組み込むことで、近世中後期の上方支配の特質が解明できるものと思われる。

第三の問題は、老中・評定所と上方支配機構を分裂して活動する個々別々の「点」と「点」として考えるのではなく、連動性を持つた一体のものとして考える必要があるといふことである。言い換えると、両者の共通点・一体性・協調関係を踏まえたうえで、相違点・対抗関係や上方内部で完結する内容を解明する必要があると考えられる。城代・所司代から老中に昇進することはすでに述べたが、評定所を構成する寺社奉行を経て城代・所司代へと昇進する場合もあり、また旗本に関しては京都・大坂町奉行から江戸町奉行・勘定奉行に昇進する場合も数多くある。評定所と上方支配機構は構成員が重複しているのであるが、江戸・上方の支配機構が共有するバックボーンやルール、あるいは原理原則が存在し、これが両方の支配機構が機能分担しながら、ともに安定的・効率的に機能するために不可欠な要素であつたと考えられる。

江戸であろうと京都であろうと大坂であろうと、あるいは別の役職に就いたとしても、その背後には幕府官僚制機構全体が共有

する一体性・統一性があつたことが重要である。その一つがこれまで述べてきた昇進ルートや機構の成立であり、個人作業の延長であつたものが、全国規模で分業関係・機能分担を生み出し組織的対応となつていく。これと連動して、『公事方御定書』『御仕置例類集』等の法典類が編纂されることで、個人的裁量に任された従来のある方から、成文化され先例としてまとめ直され全国規模で蓄積し共有されていく。法と機構が一体となつて生み出され定着していく過程の分析が必要であり、人や法を通して評定所と上方支配機構の両者が相乗効果・連動性・一体性を持ちながら機能しており、これによつてはじめて上方支配機構も安定的な支配が行いえたのである。この点も中後期の上方支配を、上方内部で完結させて説明しようとする研究視角・手法に限界があると考へる理由である。著者が京都と大坂の両方を包摂する上方支配機構の解明をめざしたのと全く同じ視角で、江戸と上方の両方を包摂する幕府支配機構論が必要であると思われる。

以上、本書の直接の内容からずれてしまう形で、疑問を挙げた。幕府がどのような理念に基づいて地域把握をしようとしていたのかという点は重要な研究課題であり、上方八カ国を支配する機構を解明した本書の意義はすこぶる大きい。ただ上方は「鎖国」しているわけではなく、むしろ人・物・資金が列島規模で激しく動くその中心でもある。制度史・法制史的視角を一方に置き

ながら、そうした具体的な動き・流れや政策の具体的内容をバラスよく見ることで、制度が抱えていく矛盾とその拡大をも明らかにできたのではないかと思われる。また時代が下るにつれて権力にとつても社会にとつても、地域把握の重要性が増大してくるという、近世中後期の特質を解明できたのではないかとも思われる。

最後に、本書が膨大な史料を読み込み立論されているだけに、その内容自体を批判することは難しく、評者の問題関心に無理矢理引きつけた外れな書評になつてしまったことを著者と読者にお詫びしたい。藪田貫『近世大坂地域の史的研究』、岩城卓二『近世畿内・近国支配の構造』、大宮守友『近世の畿内と奈良奉行』等が上梓され、近年の上方支配研究は着実に研究成果を蓄積し、到達点・課題を明確にしながら歩みを続けているものと思われる。本書がその歩みを大きく前進させたことは疑いなく、その成果が広く共有されてより発展させられていくことを願ひ、筆を擱くことにしたい。

(A5判 三四二頁 二〇一一年一〇月)
 塙書房 税別九〇〇円)
 (京都府立大学文学部講師)